

○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）            第二条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一（略）            二 時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）            三 年次有給休暇及び休職の期間</p>	<p>（職員団体のための職員の行為の制限の特例）            第二条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一（略）            二 休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）            並びに年次有給休暇並びに休職の期間</p>